

改正

- 平成8年6月10日訓令第19号
- 平成12年1月25日訓令第1号
- 平成12年12月14日訓令第23号
- 平成15年2月26日訓令第2号
- 平成18年3月31日訓令第6号
- 平成19年3月22日訓令第6号
- 平成20年3月31日訓令第7号
- 平成21年6月18日訓令第18号
- 平成25年3月25日訓令第5号
- 令和3年7月2日訓令第16号
- 廃止 令和3年12月3日訓令第20号

我孫子市自動発行機の管理等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機（以下「自動発行機」という。）の管理及び運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(自動発行機の設置場所等)

第2条 自動発行機を設置する施設の名称及び位置並びに台数は、次のとおりとする。

施設の名称	位置	台数
我孫子市役所庁舎	我孫子市我孫子1858番地	1台
我孫子市民プラザ	我孫子市我孫子4丁目11番1号	1台
我孫子市湖北地区公民館	我孫子市中里81番地の3	1台
我孫子行政サービスセンター	我孫子市本町3丁目1番2号	1台

(証明書の発行)

第3条 自動発行機により発行する証明書は、印鑑登録証明書及び住民票の写しとする。

(稼動時間及び休止日)

第4条 自動発行機の稼動時間及び休止日は、次のとおりとする。

施設の名称	稼働時間	休止日
我孫子市役所庁舎	午前8時30分から午後8時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
我孫子市民プラザ	午前9時から午後8時まで	
我孫子市湖北地区公民館	午前9時から午後8時まで	(1) 毎月の最後の月曜日（休日の場合は、前週の月曜日） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
我孫子行政サービスセンター	午前9時から午後8時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、前項に規定する稼働時間及び休止日について必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(管理者)

第5条 市長は、自動発行機の適正な管理及び運用を行わせるため、自動発行機管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、市民課長の職にある者をもって充てる。

3 管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自動発行機の管理及び運用に関すること。
- (2) 防犯カメラの管理及び運用に関すること。
- (3) 自動発行機から出力される個人情報の保護に関すること。

4 管理者に事故あるときは、市民課主幹又は課長補佐の職にある者がその職務を代理する。

(管理補助者)

第6条 管理者の職務を補助させるため、自動発行機管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置く。

2 管理補助者は、本市職員をもって充てる。

3 管理補助者は、管理者の命を受け、次条に規定する職務を行う。

(管理補助者の職務)

第7条 管理補助者は、自動発行機が常に正常な状態で作動するよう稼働前に次に掲げる事項を点検し、かつ、確認しなければならない。

- (1) 電源装置の起動の確認
- (2) 証明書用紙の確認
- (3) 領収書用紙の確認
- (4) トナーの確認
- (5) つり銭の確認
- (6) 自動発行機とホストコンピュータとの送受信の確認
- (7) 防犯カメラの確認
- (8) その他管理者が必要と認めるもの
(故障時の対応)

第8条 管理者及び管理補助者は、自動発行機の稼動状況を把握するため、遠隔監視装置等により、その監視に努めるものとする。

2 管理補助者は、自動発行機が故障したときは、直ちに利用者に対してその旨を周知させるとともに、遠隔監視装置等により故障箇所の発見に努め、軽易な故障にあつては管理補助者が、機械その他システム上の故障にあつては専門技術者等の派遣を求め、その復旧に努めるものとする。

3 管理補助者は、前項に規定する処理をした場合は、直ちに管理者に対して文書により報告しなければならない。ただし、軽易な故障に係る処理にあつては、この限りでない。

(証明書用紙の管理)

第9条 管理補助者は、自動発行機に係る証明書用紙を適正に管理するとともに、毎日の印鑑登録証明書及び住民票の写しの交付枚数を確認し、証明書用紙管理簿により管理者に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成8年1月9日から施行する。

附 則 (平成8年6月10日訓令第19号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成12年1月25日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成12年12月14日訓令第23号)

この訓令は、平成13年1月4日から施行する。

附 則（平成15年2月26日訓令第2号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月18日訓令第18号）

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月2日訓令第16号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年12月3日訓令第20号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。